

高岡市文化財の魅力発信事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高岡市の数ある文化財の魅力を変えて市民に周知する目的のもと、文化財のさらなる活用による魅力発信を行うため、高岡市文化財の魅力発信事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、高岡市補助金等交付規則(平成17年高岡市規則第32号。以下、「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の全てに該当するものとする。

- (1) 高岡市内にある指定、選定若しくは登録文化財(以下「指定等文化財」という。)又は高岡市鋳物資料館若しくは高岡市埋蔵文化財センターを活用したイベントであること。
- (2) 指定等文化財の所在地(重要伝統的建造物群保存地区にあつては、保存地区の範囲)又は高岡市鋳物資料館若しくは高岡市埋蔵文化財センターにおいて行われるものであること。
- (3) 過去に実施してない事業又は既存事業を拡充した事業であること。
- (4) 30人以上(主催団体等関係者を除く。)の参加が見込め、実際に30人以上の参加があった事業であること。
- (5) 補助対象事業の実施の2週間前までに、ホームページ、チラシ又はSNS等で広く市内外へ情報発信を行うものであること。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 指定等文化財の所有者が当該指定等文化財の所在地で実施する事業。
- (2) 指定管理者が、自らが指定管理を行う施設で実施する事業。
- (3) 文化財所有者、指定管理者が代表者を務める団体が、代表者が所有する文化財又は管理する施設で実施する事業。
- (4) 営業活動、宗教活動、政治活動、選挙活動が目的であるもの。
- (5) 公序良俗に反する又は社会通念上適当でないと認められるもの。
- (6) 高岡市及び他の公的機関が交付する補助等を受けているもの。
- (7) その他市長が不適当と認めるもの。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、本事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるものとする。ただし、拡充事業については、拡充部分のみを対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1の額と、次項に定める上限額とのいずれか少ない額を上限とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の上限額は、10万円とする。

(交付の申請)

第5条 補助対象事業に係る補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、高岡市文化財の魅力発信事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、規則第3条第1項に掲げる書類を添付しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、高岡市文化財の魅力発信事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の審査により、補助金の交付が適当でないとするときは、補助金を交付しない旨を申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた後において、補助対象事業の内容若しくは予算の変更又は補助対象事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、高岡市文化財の魅力発信事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は前条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、事業完了後30日以内、又は補助事業を完了した日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、高岡市文化財の魅力発信事業補助金実績報告書（様式第4号）に収支決算書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等の結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、高岡市文化財の魅力発信事業補助金額確定通知書（様式第5号）により補助金の額を通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の概算払を受けようとする補助事業者は、高岡市文化財の魅力発信事業補助金概算払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条第1項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず第7条第1項の規定による通知に係る金額を、補助事業者の請求に基づき、概算払又は前金払により補

助金を交付することができる。

- 3 市長は、概算払を行った補助金について、第10条の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、過払いがあるときは速やかにその額を戻入させるものとする。

(関係書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し等)

第14条 市長は、規則第17条に基づき、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、第10条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 3 市長は、第8条の規定により中止又は廃止の承認を受けた事業において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、補助事業者の責めに帰すべき事由でない場合は、この限りではない。

(報告、検査及び指示)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施上必要な指示をし、又は第13条の帳簿その他関係書類について検査することができる。

(補助金の流用の禁止)

第17条 補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(補助金の額)

- 2 第4条第2項に掲げる補助金の上限額は、令和7年度においては20万円とする。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。
- 4 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

対象経費一覧

経費区分	内 容
謝金	講師（申請団体の構成員を除く。）等への謝金
旅費	講師等の旅費、会議・視察等のための交通費
消耗品費	資料、事務用品等の購入費（記念品、手土産代を除く。）
食糧費	会議等での茶代、イベント等での食材費（懇親会、スタッフの弁当代を除く。）
印刷製本費	資料、パンフレット等の印刷代
通信運搬費	郵送料、宅配料（通信費については、明らかに当該事業に係る経費と認められるものに限り対象とする。）
保険料	事業実施のために実施団体が負担する保険料
手数料	事業実施のために実施団体が負担する手数料
委託費	事業実施のための委託費
使用料及び賃借料	事業実施のための会場・施設等使用料、備品等の賃借料
備品購入費	事業実施のための備品購入費（1式3万円を限度とする。）
その他	市長が特に必要と認めるもの

備考 団体の運営に係る経費（経常的経費）は、対象外とする。

年 月 日

高岡市長 あて

申請者 所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先

高岡市文化財の魅力発信事業補助金交付申請書

年度高岡市文化財の魅力発信事業補助金の交付を受けたいので、高岡市文化財の魅力発信事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助事業の名称

2 種別 （ 新規 ・ 拡充 ）

3 補助事業の実施予定日、目的及び内容

実施予定日： 年 月 日

目的、内容：

4 補助事業の完了年月日(予定) 年 月 日

5 交付申請額 金 円

6 確認項目（該当する項目にチェックを入れてください。）

申請者は、高岡市及び他の公的機関が交付する補助金等の交付を受けていない。

7 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 団体の構成員名簿

(4) その他

様式第2号（第7条関係）

高岡市指令教文第 号

補助事業者 住 所

氏名又は名称及び代表者氏名 様

高岡市文化財の魅力発信事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度高岡市文化財の魅力発信事業補助金については、高岡市文化財の魅力発信事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

高岡市長 印

1 補助金の額 金 円

2 補助事業の目的及び内容

3 補助金の交付の条件

- ・事業実施の2週間前までに、市へ実施日、SNS、チラシなどを送付すること
- ・高岡市公式ホームページ上で、上記の補助事業について実施日やSNS、チラシなどを公開し、広く市民へ周知すること

年 月 日

高岡市長 あて

申請者 所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

高岡市文化財の魅力発信事業変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け高岡市指令教文第 号で交付決定のあった 年度高岡市文化財の魅力発信事業補助金について、次のとおり補助事業等を変更(中止・廃止)したいので、高岡市文化財の魅力発信事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

1 補助事業等の名称

2 変更の内容

3 変更(中止・廃止)の理由

4 変更(中止・廃止)予定年月日 年 月 日

5 添付書類

年 月 日

高岡市長 あて

申請者 所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

高岡市文化財の魅力発信事業補助金実績報告書

年 月 日付け高岡市指令教文第 号で交付決定のあった 年度高岡市文化財の魅力発信事業補助金について、補助事業が完了したので、高岡市文化財の魅力発信事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助事業の名称

2 補助事業の完了年月日 年 月 日

3 補助金の交付決定額 円

4 補助対象経費の予算額 円

5 補助対象経費の実績額 円

6 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他

補助事業者 住 所

氏名又は名称及び代表者氏名 様

高岡市文化財の魅力発信事業補助金額確定通知書

年 月 日付け高岡市指令教文第 号で交付決定した 年度高岡市文化財
の魅力発信事業補助金については、年 月 日付け実績報告に基づき審査した結果、
次のとおり補助金の額を確定したので、高岡市文化財の魅力発信事業補助金交付要綱第10条
の規定により通知します。

年 月 日

高岡市長 印

1 補助金の確定額	金	円
2 補助金の決定通知済額	金	円
3 補助金の既交付額	金	円
4 補助金の追加交付額	金	円

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

高岡市長 あて

申請者 所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

請求書

下記のとおり請求いたします。

記

金 _____ 円

ただし、 年度高岡市文化財の魅力発信事業補助金として

振込先

金融機関名

口座名義

預金種別

口座番号

年 月 日

高岡市長 あて

申請者 所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

高岡市文化財の魅力発信事業補助金概算払請求書

年 月 日付け高岡市指令教文第 号で交付決定のあった 年度高岡市文化財の魅力発信事業補助金について、高岡市文化財の魅力発信事業補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

金 _____ 円

ただし、 年度高岡市文化財の魅力発信事業補助金の概算払として

振込先

金融機関名

口座名義

預金種別

口座番号